

**非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会における  
国際会議 NOLTA Student Paper Award の選奨規程**

非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会  
平成22年3月16日制定

非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会における「NOLTA Student Paper Award」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第6条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「NOLTA Student Paper Award」と称する。
- (3) NOLTA Student Paper Award を選定するため、NOLTA 実行委員会に NOLTA Student Paper Award 選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。
- (5) NOLTA Student Paper Award の授賞候補者は、国際会議 NOLTA において発表を行った学生の講演者で、10件程度とする（但し、授賞回数に制限はない）。また、その中で特に優秀なものを NOLTA Best Student Paper Award とする。
- (7) 選定の資格者はプログラム委員会構成員とする（重複による投票は無効とする）。
- (8) NOLTA Student Paper Award は、賞状とする。NOLTA Best Student Paper Award は副賞として次回の NOLTA への参加費を免除する。
- (9) 授賞候補者は非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会に報告し、承認を得る。

付則

本規程の改訂は、非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会の承認を得るものとする。本規程は、非線形理論とその応用サブソサエティ運営委員会の Web で公開する。